

判決要旨

○ 事件の表示

- 1 平成27年(ワ)第34010号 マイナンバー(個人番号)利用差止め等請求事件
- 2 平成28年(ワ)第9404号 マイナンバー(個人番号)利用差止め等請求事件

○ 判決言渡日時等

令和2年2月25日(火)午後1時30分 103号法廷

○ 裁判所の表示

民事第2部

裁判長裁判官・男澤聰子、裁判官・住田知也、裁判官・奥山直毅

○ 当事者の表示

原告 関口博 外40名

被告 国

○ 主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

○ 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告らが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)の規定に基づいて個人番号(マイナンバー)を付与されたことについて、被告が番号利用法の規定に基づき、住民基本台帳に記録されている住民に対して個人識別性を有する個人番号を付与した上で、個人番号を含む個人情報を同意なく収集、保存、利用及び提供する制度(以下「個人番号制度」という。)を構築し、運用していることは、原告らのプライバシー権(自己情報コントロール権)等を侵害し、憲法13条に違反すると主張して、被告に対し、原告らの個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め並びに被告が保存

する原告らの個人番号の削除を求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、上記プライバシー権等の侵害による慰謝料として各10万円及び弁護士費用1万円の支払を求めた事案である。

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告らに係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)2条5項に定める個人番号を収集、保存、利用及び提供してはならない。
- (2) 被告は、保存している原告らの個人番号を削除せよ。
- (3) 被告は、原告らに対し、各11万円及びこれに対する第1事件原告らにつき平成28年1月13日から、第2事件原告らにつき同年3月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 爭点

- (1) 番号利用法に基づく個人番号制度が、憲法13条で保障された原告らのプライバシー権等を侵害するか
- (2) 原告らの権利の侵害が認められる場合に、原告らの個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め等の請求が認められるか
- (3) 国家賠償請求権に基づく損害の発生及びその額

○ 当裁判所の判断

1 爭点(1)について

(1) 結論

番号利用法に基づく個人番号制度は、憲法13条で保障された原告らの権利等を侵害するものとは認められない。

(2) 理由

ア 憲法13条に基づいて保障される権利等

原告らには、憲法13条に基づいて、個人の私生活上の自由の一つとして、「個人に関する情報をみだりに収集若しくは利用され、又は第三者に開示若

しくは公表されない自由」が保障されている。

なお、原告らが主張する「自己情報コントロール権」（自己に関する情報を収集、保存、利用及び提供されることについて、情報主体の同意によるコントロール及び自己決定を行う権利）については、個人に関する情報は多種多様であり、これらについて一律に情報主体の同意によるコントロール及び自己決定を行う権利まで、憲法13条が保障しているということはできない。

イ 番号利用法に基づく個人番号制度が、原告らの上記自由を侵害しているか

(ア) 判断枠組み

現代の高度情報社会においては、ひとたび個人に関する情報の漏えいが生ずれば、当該個人の権利や利益が侵害される危険性の除去が困難であり、侵害が生じた場合の損害の程度も拡大しやすい。また、個人番号制度では、取扱い方によっては個人の人格的な権利利益を損なうおそれのある個人に関する情報を取り扱うことになる。

そこで、個人番号法及び同法に基づく個人番号制度をみたとき、個人に関する情報をみだりに収集、利用されたり、又は第三者に開示・公表されたりする「具体的な危険」が生じているのであれば、原告らの上記自由に対する侵害が生じていると認められる。

そして、このような「具体的な危険」が生じているかどうかについては、⑦個人番号制度が、法令又は条例の根拠に基づき、正当な目的の範囲内において個人に関する情報を取り扱う制度となっていること、①番号利用法が政令等に委任する部分についても前記⑦にいう正当な立法目的の範囲内にあると認められること、これらに加えて、⑦個人番号制度に法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために個人に関する情報が法令若しくは条例の根拠に基づかず又は正当な目的の範囲を逸脱して、収集、利用され、又は第三者に開示・公表される具体的な危険が生じていないことのそれぞれについて、慎重に審理判断する必要がある。

(イ) 上記枠組みに基づく判断

上記枠組みに従って、提出された証拠を検討すると、個人番号制度は、法令又は条例の根拠に基づき正当な目的の範囲内において個人に関する情報を取り扱う制度となっており、番号利用法が政令等に委任する部分についても前記正当な立法目的の範囲内にあることが認められる。

そして、証拠により認められる法制度上及びシステム技術上の対策に鑑みれば、個人番号及び特定個人情報が流出したり、漏えいしたりしないような対策が講じられていると認められるほか、番号利用法に定める目的以外での情報連携が刑罰をもって禁止されていること、情報連携の対象となる個人情報を一元的に管理することができる機関や主体も存在しないこと、情報連携によって特定の個人に関する人格プロフィールを作成することができないような仕組みが設けられていることなどに照らせば、個人番号制度によって、個人に関する情報が法令若しくは条例の根拠に基づかず又は正当な目的の範囲を逸脱して、収集、利用され、又は第三者に開示・公表される具体的な危険が生じているということはできない。

(ウ) なお、証拠によれば、原告の主張するとおり、個人に関する情報を取り扱う者の過誤等によって、これまでに複数回、個人番号等の漏えい事故が発生している事実が認められる。確かに、そのような過誤が再び生じないような対策を講ずる必要はあるが、それらの漏えい事故が生じた際にも、個人番号制度が構築した各種安全対策は、一応、有効に作用しており、これらの過誤が生じたことをもって、個人番号制度全体が直ちに違憲であると断ずることもできない。

ウ よって、個人番号制度によって、個人に関する情報がみだりに収集、利用され、又は第三者に開示・公表される具体的な危険が生じているとは認められないから、番号利用法に基づく個人番号制度が原告らの前記自由を侵害しているものとは認められない。

2 番号利用法に基づく個人番号制度が、憲法13条で保障された原告らの権利等
を侵害しない以上、その余の点について判断するまでもなく、原告らの主張には
いざれも理由がない。

以 上